不利益処分に関する処分基準 個票

都市建設部 建築指導課

							を言うと
不利益処分の内容		違反建築物に対する使用禁止又は使用制限の仮命令					
根执	処法令等及び条項	建築基準法第9条第7項					
	根拠条項	建築基準法第9条第7項					
	参考事項						
	設定等年月日	平成	年	月	日設定		
		平成	年	月	日最終変更		
	【基準】						

特定行政庁は、緊急の必要がある場合においては、建築基準法第9条第2項から第6 項の規定にかかわらず、これらに定める手続によらないで、仮に、使用禁止又は使用制 限の命令をすることができる。 処 分 基 準